

弁護士

精神保健福祉士

臨床心理士

暮らしとこころの相談会

2025年3月15日（土）13:00～17:00開催

電話相談・面談相談実施！（事前予約制）

面談相談60分、電話相談45分

「長時間労働でうつ病になった」

「暴力をふるう家族にビクビクしている」

「コロナ不況で生活が成り立たない」

「離婚した方が良いと分かっているが

「相続で親族ともめて夜も眠れない」

次の一歩を踏み出す気力がない」



労働

離婚

借金

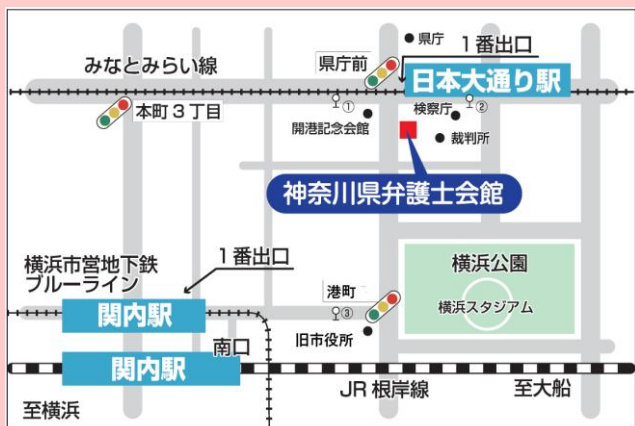
相続



たらい回しにされない！

面談相談の方
相談場所：神奈川県弁護士会館1階

申込み先・お問合せ先



〒231-0021 横浜市中区日本大通9

みなとみらい線日本大通り駅より徒歩1分

JR・横浜市営地下鉄関内駅より徒歩10分

電話相談をご予約の方には、予約時間になりましたら、担当者よりお電話いたします。

ご予約・お問合せは、神奈川県弁護士会事務局へ

電話番号：045-211-7705

予約受付：2025年2月26日（水）～3月14日（金）の
平日9時～12時、13時～17時

※予約の際は、「『暮らしとこころの相談会』予約希望」と
お伝えください。

※電話相談と面談相談で実施いたしますので、どちらを
ご希望かお伝えください。

※定員（先着12組）になり次第、受付を終了します。

定員に達しましたらホームページでご案内いたします。

※相談時間は面談相談60分、電話相談45分です。

※多くの方にご相談の機会を提供するため、本相談会を
以前にご利用いただいた方の再度の申込はご遠慮願います。

【ホームページ】

<https://www.kanaben.or.jp/news/event/2024/post-632.html>